

MAKINOHARA TABLE COWORKING 利用規約

本利用規約は、戸田建設株式会社(以下「当社」という。)が運営する「MAKINOHARA TABLE COWORKING」(以下「本施設」といい、本施設には諸造作・設備等を含む。)において、当社が利用を許可した利用者等に対して、本施設のサービス提供および利用にあたり必要な運営上の規約並びにルールに関して定めたものである。

第1条 (定義)

本利用規約における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 利用者：本施設利用者をいう。
- (2) 会員カード：利用者自身が用意する本施設入退室記録用のカードをいう。
※対応会員カード例：SUICA などの交通系 IC カード、電子マネー(nanaco、WAON、楽天 Edy)。

第2条 (施設の利用目的)

利用者は、本施設を、主として執務、作業、勉強などを行うためのスペースとしてのみ使用することができる。

第3条 (本利用規約の性質)

1. 利用者は本施設利用にあたり、本利用規約を遵守しなければならない。
2. 利用者が本利用規約に記載の利用方法および禁止事項等に違反し損害を与えた場合は、すべての責任と費用負担は利用者に帰属するものとする。

第4条 (施設運営者)

本施設の運営管理(以下「本業務」という。)は、当社が行う。ただし、当社は本業務の全部または一部を当社が適当と認める者に委託することができる(以下、当社及び当社が業務を委託した者を総称して「施設運営者」という。)

第5条 (利用時間)

1. 本施設の営業時間は9時から19時、休館日は本施設が定める日に準ずるものとする。
2. 前項にかかわらず、営業時間および休館日に変更があるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。

3. 第 1 項にかかわらず、施設運営者は、本施設の管理上必要がある場合または停電その他の事由により本施設の提供が困難であると判断した場合には、予告なく臨時休館日または営業時間の短縮を設定することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。

第 6 条 (利用料)

1. 本施設の利用料については、以下のとおりとする。
 - ① 入会金：2,000 円 (税込)
 - ② 従量課金会員：400 円/時間 (税込)
但し一日の上限金額は 2,000 円 (税込) とする。
 - ③ 月額会員：10,000 円/月 (税込)
 - ④ 月額会員 (学割)：5,500 円/月 (税込)
 - ⑤ 月額会員 (土日限定) 5,500/月 (税込)
 - ⑥ Web 会議用個室利用追加料金：+200 円/時間 (税込)
 - ⑦ 会議室利用追加料金：+800 円/時間 (税込)
2. 従量課金会員は、会員カードにより入室し退室するまでに時間滞在する時間に対して課金されるものとする。
3. 従量課金会員は、入館後満席等でご利用されない場合など、5 分未満で退室した場合は課金されないものとする。
4. 従量課金会員は、利用者の責により入室記録の欠損がある場合は、営業開始時間から利用したものとみなし、利用者の責により退室記録に欠損がある場合はその日の営業終了時間に退室したものとみなし課金されるものとする。
5. 月額会員及び月額会員 (学割) は、ひと月当たり定額の利用料を支払うことで利用できる会員とする。
6. 月額会員 (学割) は、牧の原テーブルコンシェルジュに学生証を提示することで適用される会員種別とする。18 歳未満 (未成年) の入会希望者は、入会に当たり親権者による申し込みを行うものとする。
7. 月額会員 (土日限定) は、土日利用に限り定額で利用できる会員種別であるものとする。月額会員 (土日限定) が平日に利用した場合は、追加で従量課金会員と同等の課金がされるものとする。
8. Web 会議用個室は、システムを通して予約した会員が利用できるものであり、①～⑤の料金に追加で発生し、会員に追加で請求されるものとする。
9. 会議室は、システムを通して予約した会員が利用できるものであり、利用代表者 1 名の①～⑤の料金に追加で発生し、代表会員に追加で請求されるものとする。
10. 当社は利用料の改定ができるものとする。ただし、利用者に対して一部不利益が生じる

内容の改定（値上げなど）である場合、改定日の1か月前に変更の通知を本施設内に書面を掲示する等の方法により利用料の改定ができることを、利用者は予め承諾するものとする。

第7条（支払い方法）

1. 従量課金会員及び月額会員は、第6条1項①に定める入会金を、初回利用申込時の翌月1日に当社の指定する方法（クレジットカード決済）により即時支払うものとする。
（引き落とし日は、利用者の契約するクレジットカード会社に準ずる）。
2. 従量課金会員は、第6条1項②に定める当月1日から末日分の利用料金を翌月1日に当社の指定する方法（クレジットカード決済）により支払うものとし、以後毎月利用分が継続課金されるものとする。（引き落とし日は、利用者の契約するクレジットカード会社に準ずる。）。
3. 月額会員、月額会員（学割）および月額会員（土日限定）が月の途中で本施設の利用申し込みをされた場合、第6条③の利用料金は、当月から課金されるものとする。
4. 18歳未満（未成年）は、決済には原則親権者のクレジットカードを登録するものとする。
5. 一度支払われた利用料については、申込の取消、無効、利用資格の剥奪等、理由の如何を問わず、返金されないものとしします。

第8条（債務延滞損害金）

当社は、利用者が、利用料金等その他、本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合、支払期日の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、当該未払いの金銭に対し、年利3.0%を乗じた金額を、遅延損害金として支払うものとする。また、当該未払いの金銭の回収に要した費用（合理的な弁護士費用も含む）については、利用者が負担するものとする。

第9条（利用申し込み）

1. 本施設の利用を希望される方は、本利用規約内容をよく理解した上で利用申し込みを行う。
2. 本施設の利用にあたり、契約者は本施設のWebサイト内で会員登録を行い、本施設内に設置している無人登録機で会員カードの登録を行った後に利用を開始することができる。
会員登録用webサイト：<https://makinohara-table.mujinlock.jp/member-regist>
3. 本施設（もしくは当社）からの会員登録完了通知（会員登録完了メール）をもって、本施設の利用契約が成立したものとする。
4. 施設運営者および利用者のいずれも、戦争（内乱、騒擾等を含む。）、行政命令、都市計

画、天災地変、当社が本施設のサービス提供継続困難と判断した場合、その他施設運営者又は利用者のいずれの責にも帰すべからざる事由により、前頁の履行が困難となり若しくは不可能となった場合には、相手方に対し、これらに基づく一切の責任を負わないものとする。

第 10 条（利用方法）

1. 本施設は、利用者のみが利用できる。
2. 利用者は、本施設を第 5 条 1 項に記載の営業時間内に限り利用することができる。
3. 利用者は、本施設の入退室の際に、施設運営者が定める方法により、出入口において入室および退室の手続きを行わなければならない。
4. 利用者は、什器、モニター、Wi-Fi、その他備品を含む本施設に付帯する設備（以下「付帯設備」という。）を本利用規約に従い使用することができる。ただし、これらの設備が常に正常に利用できることを保証するものではなく、設備が利用できない事に伴い利用者が被るいかなる損害も当社は保証しないものとする。
5. 利用者は、本施設および付帯設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできない。
6. 利用者は、本施設において、利用者が所有または占有する動産等（以下「私物等」という。）の管理を自己責任で行わなければならない。利用者の私物等に紛失、盗難、破損または汚染等の損害が生じても、施設運営者は一切その責任を負わない。
7. 利用者は、本施設利用時において、施設運営者から身分証明書等の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。

第 11 条（会員種別の変更）

1. 従量課金会員又は月額会員から会員種別を変更する場合は、変更を希望する月の前月末までに当社に対し当社所定の手続き（下記 Web サイト）で変更の意思を通知する。
Web サイト：<https://makinohara-table.mujiinlock.jp/member-login>
2. 会員種別の変更は、本条 1 項に定める手続き完了月の翌月 1 日より適用される。

第 12 条（解約）

3. 月額会員が本施設の利用を解約する場合には、解約を希望する月の末日までに当社に対し当社所定の手続き（下記 Web サイト）で解約の意思を通知する。
Web サイト：<https://makinohara-table.mujiinlock.jp/member-login>
4. 月額会員は、当社の定める手段により、第 1 項の解約に伴う利用料金等の精算を行うものとする。

第 13 条（禁止事項）

1. 施設運営者は、利用者が、次の各号の行為またはこれに類似する行為を禁止し、利用者が仮に当該禁止行為を行った場合には、直ちに本施設の利用を中止させる等の処置をとることができる。また当該禁止行為により本施設、施設運営者、または第三者に損害を与えた場合は、利用者は速やかにその旨を施設利用者に通知しなければならない。
 - (1) 本施設の営業時間外に本施設へ入室または利用すること。
 - (2) 利用者以外の第三者に、利用者と偽らせて、本施設へ入室または利用させること。
 - (3) 席の確保、その他理由の如何を問わず、本施設内で荷物を長時間放置すること。
 - (4) 施設運営者の事前の書面による許可なく、本施設の住所および名称を用いて、商業登記等の登記手続をすること。
 - (5) 施設運営者の事前の書面による許可なく、本施設の住所および名称を用いて、利用者の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物またはホームページ等の電子媒体へ掲載すること。
 - (6) 本建物を利用する他の利用者および第三者に迷惑を及ぼす音、振動または臭気等を発する行為。
 - (7) 本施設内で、飲酒または喫煙をすること。
 - (8) 本建物に動物を持ち込みまたは飼育する行為。
 - (9) 施設運営者の事前の書面による許可なく、本施設の通路や壁等に看板、ポスター等の広告物を貼ること。
 - (10) 施設運営者の事前の書面による許可なく、本施設内および本施設の住所・施設名を用いて、商品の販売、物品の修理その他金員の授受をとまなう取引を行うことならびに勧誘等の営業活動、宗教活動または政治活動を行うこと。
 - (11) 本施設で火気等を使用することまたは火気等を持ち込むこと。
 - (12) 他の利用者に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。
 - (13) 吸殻・紙屑・塵芥その他の物を施設運営者の指定する場所以外に廃棄もしくは放置すること。
 - (14) 本施設の Wi-Fi を利用して行う以下の行為。
 - ① 大量のメールや大容量のデータを送受信し通信を逼迫させる行為
 - ② コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供、送受信する行為
 - ③ 犯罪、公序良俗に反する行為
 - ④ 他の利用者の良好な通信を阻害するような行為
 - ⑤ 当社が不適切と判断する行為
 - (15) 本施設内において、法令等に違反する行為を行うこと。
 - (16) 公序良俗に反する行為、その他施設運営者が不適切と判断する行為を行うこと。
 - (17) 本施設内において、利用者が著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、施設運営者および他の利用者に不安を覚えさせる行為。
 - (18) 本施設を利用者が故意または過失により毀損したとき。

2. 利用者は本施設で、次の各号の業種またはそれに類する事業を行ってはならない。
 - (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第 2 条において定義する業種。
 - (2) 貸金業法第 2 条第 1 項に規定する貸金業。
 - (3) 特定の宗教団体の布教活動に関与する業種。
 - (4) 特定の政治団体の政治活動に関与する業種。
 - (5) 反社会的勢力及び反社会勢力に関与する業種。
 - (6) その他施設運営者が不相当と認めた業種。

第 14 条（私物等の管理）

1. 本施設内に一定時間放置された私物等（以下「放置物」という。）については、これが他の利用者の迷惑になると施設運営者が判断した場合、施設運営者は、当該放置物を他の場所に移動させ、放置物の発見日を含めて 7 日間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分するものとする。
2. 前項にかかわらず、放置物が飲食物または雑誌等であった場合、施設運営者はこれらを即日処分するものとする。
3. 利用者は前各項の処置について異議なく承諾するものとする。

第 11 条（善管注意義務）

1. 利用者は、本利用規約に従い、他の利用者および第三者に迷惑となる行為をせず、本施設を善良なる管理者の注意をもって利用する。
2. 利用者は、本施設内に私物を放置せず、その管理を自己の責任において行うものとする。

第 15 条（個人情報の取り扱いの委託）

当社は、別途定める文書（「MAKINOHARA TABLE COWORKING 個人情報の取り扱いについて」）に従って、適切に個人情報を保護・管理する。

第 16 条（利用規約の変更）

当社は、必要に応じて本利用規約の変更または新たに規約などを定めることができるとし、利用者に対し施設内あるいは Web サイトへの掲出によりその旨を告知または通知した場合には、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。

第 17 条（サービスおよび設備等の変更）

当社は、本施設において提供するサービスや、内装、レイアウト、機器、設備等について、仕様を変更できるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。

第 18 条（利用環境）

1. 本施設あるいは近隣店舗で音や臭いが発生する催しが行われることがあり、利用者は予めこれを承諾するものとする。本施設の利用に影響がある催しの場合は、予め利用者に対し施設内あるいはWebサイトへの掲出をもって通知する。
2. 本施設の利用は先着順とし、満席により利用できない場合があることを利用者は予め承諾するものとする。

第 19 条（利用期間）

本施設の利用申し込みの有効期間には、期間の定めがないものとする。ただし、従量課金会員が最終利用日より 1 年間利用実績が無い場合は、解約の意思表示とみなし本サービスの提供を自動的に終了するものとする。

第 20 条（サービスの終了）

本施設は、営業状況やその他の理由により突然営業終了・営業休止となることを利用者は異議なく承諾するものとする。

第 21 条（協議事項）

本利用規約の解釈に疑義が生じ、または本利用規約に定めのない事由が生じたときは、当社および月額会員は、誠実に協議の上、解決するものとする。

以上

（次のページ以降には「個人情報取り扱いについて」が記載されています）